

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第 39 号

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱（平成31年一宮町告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「実施する」を「実施する、若しくは妊婦健診における」に、「もの」を「者」に改め、同項第3号中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第4条第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和6年6月5日から施行し、改正後の一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。